

●マイナンバーカードと保険証の一体化について

マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日以降は現行の保険証が新規発行されなくなります。

令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降も令和7年7月末まで引き続き使用できますので、有効期限まで廃棄せずにお持ちください。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方などには、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を交付する予定です。

※交付の方法につきましては、決まりしだい、ホームページ等でお知らせします。

【お問い合わせ先】

お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当課

または

千葉県後期高齢者医療広域連合 資格保険料課

電話 043-308-6768